

みんなで育児を支えよう

●問い合わせ こども家庭センター (☎ 656 - 1377)

体罰によらない子育てのポイント

- ①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ②「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- ③子どもの成長・発達によっても異なることがあります
- ④子どもの状況に応じて身の回りの環境を整えましょう
- ⑤注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけましょう
- ⑥肯定文で分かりやすく、時には一緒に、お手本に
- ⑦良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

安心感や信頼感、温かな関係が心地良いのは子どもも大人も同じです。深呼吸して気持ちを落ち着けるなど、ストレスの解消につながる工夫を見つけてみましょう。

児童虐待かも
と思ったらすぐに
電話してください。

児童相談所
共通ダイヤル

いち は や く
1 8 9

●11月は児童虐待防止推進月間
児童虐待に関する相談の増加や、子どもの命が失われる重大な事件が後を絶たない状況から、令和2年4月に「親の子どもへの体罰の禁止」が法定化されました。
子どもの権利が守られ体罰などのない社会を実現するためには、一人一人の意識が大切です。子育て中の保護者だけでなく、周りからの支援も含めて地域全体で支えたいきましょう。

●体罰による影響
体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長や発達に悪影響が生じる可能性があります。
●「しつけ」と「体罰」
「しつけ」とは子どもの人格や才能を伸ばし、自立した社会生活を送れるようサポートしていくことです。そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝えましょう。

女性に対する暴力をなくそう



●問い合わせ 子育て課 (☎ 656 - 6520)

話すことで、力をもらえる場所がある

性犯罪・性暴力の相談窓口は、あなたの声を何よりも尊重し、あなたの意思を守ることに全力を尽くします。「自分が悪いかも」と言い聞かせて、性暴力が「なかったこと」になってしまう前に相談してください。

相談窓口	連絡先
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (内閣府)	#8891
性犯罪被害相談電話 (警視庁)	#8103
県福祉総合相談センター ①平日午前9時～午後4時 ②平日夜間午後5時45分～午後9時40分、土・日・祝日午前9時～午後9時40分	①☎ 629 - 9610 ②☎ 652 - 4152
市子育て課 (平日午前9時～午後3時45分)	☎ 656 - 6520

SNSで相談 Cure time



女性に対する暴力は、性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシャルハラスメントなどさまざまな形態があります。しかし、基本的な人権の重大な侵害であるにもかかわらず、密接関係者間で行われる特殊性や被害申告への抵抗感などから潜在化しやすい傾向にあります。

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている他、DV問題と関連の深い「児童虐待防止推進月間」でもあります。配偶者や交際相手などからの暴力と児童虐待防止に関する普及・啓発活動などを一体的に支援し、暴力のない社会を目指しましょう。